

- 1 会議名 第11回町田市庁舎問題検討委員会
- 2 日時 2003年11月5日18時03分～20時22分
- 3 場所 町田市健康福祉会館4階講習室
- 4 出席者

高見澤委員長、村上職務代理、加藤（雅）委員、大宇根委員、前田委員、小山委員、新倉委員、西村委員、加来委員、川島委員、田中委員、椎谷委員、加藤（仁）委員、井上委員、石垣委員、武井委員

事務局 企画部参事渋谷、企画部企画調整課庁舎問題担当課長石川、同課主査傳田、同課主査中島、同課主事浦田

- 5 公開及び非公開の別

公開

- 6 傍聴者数

9名

- 7 議題

- (1) 前回議事録の確認等
- (2) 前回の宿題について（事務局説明）
- (3) 中間報告について
- (4) その他

(1) 前回議事録の確認等

事務局 ただいまから第11回町田市庁舎問題検討委員会を開催をさせていただきます。本日は、柳沢委員、吉岡委員、北上委員から欠席の連絡をちょうだいしております。会議は、既に定足数に達しておりますので、成立をしております。また、本日は9名の方が傍聴にお見えになっております。

はじめに資料の確認でございますが、本日の議事次第でございますように非常に資料数が多いでございますので、各資料の説明の際にご確認をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

一部資料につきましては本日の配付ということになりましたし、また、用語説明をつくるつもりでいたんですが、本日には間に合わない状況もございました。この辺の

状況をご理解いただきたいと存じます。

早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。それでは委員長、よろしくお願いいたします。

高見澤委員長 だんだん暮れが近づいてきておりまして、お忙しいところをありがとうございます。最初に、前回議事録ですが、委員からは今のところ特に修正のお申し出はいただいていないようでございます。一応了承ということにさせていただいて、またさらにあれば、今週中ぐらいにお申し出ください。

(2) 前回の宿題について

高見澤委員長 きょうの主題は中間報告についてです。これに入る前に、前回の宿題がございましたので、事務局にご説明いただきます。

事務局 1点目は地盤の比較資料でございます。これにつきましては、後ほど中間報告の資料説明の際に説明をさせていただきます。

2点目は、前回お配りいたしました各案の総費用とその財源の推移という資料にしまして、町田市の財政負担がダブルカウントになっているので修正するようということ。また、そのことに関連して建設対象案の比較という資料、これは4案の建設計画を示すイメージ図の資料ですが、これとうまく関連付けた資料がつかれないかという宿題でした。いずれにしても、財政負担についてもう少しわかりやすい資料をつくれぬかというお話をちょうだいしました。これらの点についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2の図2、検討対象案の比較という資料をごらんください。

以前から当面のまとめに載っているA案からD案までの絵が時間の推移によってこう変わってくるとお示ししている資料でございます。

変更したところは、イメージ図の中に分庁舎を使用する場合については、分庁舎の図を新たに設けた点。それから、右側のところに庁舎建設後の庁舎の規模という欄を新たに設けた点でございます。前回、この一番右側の欄、当面の建設・耐震改修工事費というふうに括弧書きでお示しをしてございましたけれども、これがわかりにくいというご指摘もちょうだいしましたので、それぞれの案の建て替えが終わるまでの経費をここに載せるような形にいたしました。

50年間の負担累計。例えばA案でいくと556億円、B案でいくと518億円、C案が473億円、D案が453億円、この数字が先ほど申し上げた、前回ご指摘の

あったダブルカウントを除いた数値でございます。

資料8にその数字がございます。表の上のところに各案の総費用とその財源の推移とございまして、これが先ほどのイメージ図の一番右側の数字と符合するわけです。

左側の方に丸で囲んで「市の負担額」ということでお示ししてございます。黒の網かけのやや濃い部分、これの一番右側の方をたどっていただきますと、それぞれの案の一番右下、A案でいけば556億円、B案でいけば518億円、これが先ほどのイメージ図の50年間の負担累計と一致するわけです。

前回お配りした資料の中から、起債の部分、地方債の部分がダブルカウントになっておりましたので、その部分を除きまして、純粋に市の財政的な負担がどの程度であるのかということを表すために、この資料をつくったものでございます。

次の資料9をお開きください。先ほどの資料2とあわせてごらんいただくとわかりやすいのですが、前回の委員会的时候にイメージ図と財政負担の相関関係がわかるような資料をつくるようにというお話がございました。

図2、資料2でいきますと、例えばA案で現庁舎がありまして、その隣に現庁舎に十分な耐震補強を行うとございます。それが資料9の1年目から5年目のところの、工事費でいえば33億円、設計管理費1億円とあるところ。同じA案でいって、20年後に建てかえるというのが16年目から20年目、21年目から25年目でそれぞれ66億円、71億円、20年後に建てかえと説明が出ているところ。こういう形でこの資料をつくってございます。

B案でいけば現庁舎に十分な耐震補強を行って、南側に別棟を増築する。それで20年後に現庁舎を建て替える。イメージ図とこの資料9の枠で囲んである説明がそれぞれ符合するような形で、工事費の負担についての資料をつくってみました。

それから、財政の負担についてよりわかりやすい資料をというお話でございましたので、資料10をつくってみました。これは、先ほど資料8のところ、市の負担額についてお示しする資料を修正版としてつくったわけですが、さらに一歩進んで、その市の負担額のうち一般財源に着目して、A B C D各案の一般財源負担の経年的な推移を見たものでございます。

このようにして見ますと、それぞれの案に財政負担の特徴があることがおわかりいただけたと思います。わかりやすくと思ってそれぞれ枠で囲んだ説明をつけてみました。1年目から5年目まではまだどの案でも新しく建物が建っているわけではござい

ませんで、現庁舎のままです。維持管理費・賃借料についてはA B C D各案とも5 1億円ということで、最初の5年間は同額でございます。ところが、A案の場合、1年目から5年目のところに建設改修関係費ということで、いわゆる耐震補強をすることになっておりますので、その分が加わって、結果として一般財源の一時的な負担が大きくなっている。トータルで8 5億円という負担がそこに出てきているということでございます。

それはB案についても同じことでございます。A案、B案はそれぞれ十分な耐震補強を最初に行うという前提でございますので、どうしても最初の方に一時的な負担が大きくなってしまおうということになります。

A案につきましては、現庁舎を20年間、現在の庁舎の寿命が来るまで使うわけですので、その間の分庁舎の賃借料の負担が大きくなります。それが1年目から5年目もそうですが、大体20年間、50億円近くの支出が続かざるを得ない。同時に、20年後に建てかえた後に、起債の償還が始まりますので、それが終わるまでは高い水準の一般財源負担が続くということが、ここからおわかりいただけだと思います。

B案の途中のところ、16年から20年目のところにちょっと大きい一般財源の負担、67億円という数字がございます。これは、B案の場合、まず十分な耐震補強を現庁舎に施した上で、南側に別棟を建設して、現庁舎の寿命が来た20年後に建て替えるということで、このときに一般財源負担が出てくるわけです。1年目から5年目の段階で南側に別棟をつくるときに、もう既に補助金をいただいておりますので、この段階ですらにもらうことはできないわけでございます。したがって一般財源の負担が大きくなってしまおう、こういう特徴を持っております。

一方、C案、D案でございますが、おおむね同じような特徴を持っております。C案は1年目から5年目、6年目から10年目にかけて段階的に増築、改築をする。D案は、移転新築をするということで、10年目までの間に工事は終了してしまいますので、元利償還金が工事終了後出てくるわけでございます。当然その元利償還金の分が負担にはなるわけですが、C案については一部を残して、D案についてはすべて、分庁舎経費が軽減もしくは解消いたしますので、それと行って来いの関係で負担増というものがありません。

したがって償還が終わる30年目以降については、さらに一般財源負担が大きく減るということがこの表からおわかりいただけだと思います。

高見澤委員長 ありがとうございます。この件は図や表の表現もまだ工夫すべきかもしれませんし、後で議論していただく中間報告にどの図表をどう使うかということも、まだ多少流動的かと思えます。確認的な意味のご質問でもあれば伺います。

一応これをご説明いただいたという前提で本題のほうに入って、またこの問題が途中で出てくるかと思えますので、全体的な中でご議論いただくということにさせていただきますでしょうか。

(3) 中間報告について

高見澤委員長 それでは、前もってお送りした資料1の1ページ目から2ページ目の終わりくらいまで、私からまず簡単に触れまして、各論のところは少しずつ区切りながら事務局から説明していただければどうかと思っております。

事務局といろいろ議論した結果、今回は当面のまとめを7月に出したものがおおむね前提になるわけだから、既に出した部分は省略してもいいのではないかという議論もありました。ただ、考えてみると、市民の方々は必ずしも7月の当面のまとめを読んでいないだろうし、極端に言えば今月になって町田市に転入してみえた新しい市民もいらっしゃるわけだから、基本的には、当面のまとめの出発点から繰り返していこうということになりました。

となりますと、とても2ページには当然のことながらおさまりません。事務的に詰めていただいたら、4ページ物、つまり広報の表紙がある外側に来る紙の中にこの折り込みの1ページ目から4ページ目が入ります。ただ、これの欠点は、中間報告の最初のページがフルカラーにできない。2色刷りにしかできない。その辺はお含みおきください。

そういう前提で、まずタイトルがあって、前置きとして資料1の出だしに書きました「市では・・・」という文章がまず来て、市民の皆さんに報告いたしますという、内容をお知らせしますという前置きが来ます。次にここに書いたように から まで、結論的な要点、これは裁判でいうと主文に当たる部分です。そういう書き方のほうが、わかりやすいというのが、事務局で議論した結論なんです。

つまり、これに中途半端に説明を加えてもかえってわからなくなってしまう。むしろ要点を端的にこんな感じに書いて、その上で説明的なものが本文になる。

結論の部分を読みますと、 A案、B案には問題点が多く、妥当な選択ではないと考えられる。 C案、D案のいずれかが選ばれるべきである。これは逆に言うと を

受けています。C案、D案を比較すると、そのどちらであっても適切な選択と言えるが、相対的にはD案のほうに有利な点が多いと思われる。C案、D案の建設に要する費用が財政状況に及ぼす影響は限定されたものにとどまり、長期的に見ても負担増は限られている。は今後のことですけれども、「中間報告」に対する意見も参考に、庁舎のあり方、庁舎との関係における町田市行政の今後などの検討も進め、来年3月中に最終報告をまとめる。

そういうごく少ない言葉で端的に語ってしまった後、本文を続けたほうが、どうもいろいろ作業をしてみるとおわかりいただきやすいのではないかと。

本文まで続けて説明します。最初は、いわば当面のまとめを基本的に繰り返しているわけです。これには検討経過の表とか、耐震診断の結果の表が出ます。2番で現庁舎の問題点ということで、分散の状況の図とか、言葉の説明があります。

2ページ目の3番目の項目で、当面のまとめとして、7月の時点でこういうことを書きましたということを確認的に書いております。4番目で、9月以降の議論の仕方をもう一回振り返って、その後の公聴会での意見や市民アンケートの結果なども参考にしながら検討を進めてきたけれども、「移転案に優位性が認められる」ことについては慎重を期したいということになりました。つまり、移転案に優位性が認められると前回当面のまとめでは言い切ってしまいましたけれども、もう一回、半歩戻ってみようということです。改めて4案を比較してみようというところから再出発しました。

この項目1、2、3についてはよろしいですね。特にまたご指摘があれば伺いますが、基本的には中身はだれが書いても似たようなものになるだろうと思います。

ということで、以後は少しずつ区切りながらご報告いただいて、ちょっとずつ議論しながら、また全体像を議論していただきましょうか。いろいろあるにせよ、何とかスケジュール的にそういう方向でいけるということがきょうの結論的なところで出てくれば、11月17日に最終案ですけれども、もう一回たたいていただいて、その後は委員長、副委員長に一任していただきながら印刷にかかることができます。6月の当面のまとめでたどったパターンと同じです。

それでは2ページ目の項目5からですか、4案の比較についていろいろな検討をしたけれども、結果的にはC案とD案の比較というところへ落ち着くべきである、それでD案の移転先としては森野2丁目用地が現実的適切性を持つと。では、ちょっと中

身をご説明をお願いします。

事務局 項目5の4案の比較以降についてご説明申し上げます。まずD案の移転候補地というところがございます。これにつきましては、4案を具体的に比較検討を行うためには、どこかわからない場所をD案として想定しても具体性が欠けるということから移転用地について比較検討を行ったものです。担当からご説明申し上げます。

事務局 表4をごらんいただきたいと思います。「移転候補地の検討結果」という表題になっております。この資料は、以前に委員会にご提示を申し上げてきたところですが、もう少し整理をしたらいかがかというご意見がございましたので、それに基づいて再度作成をしてみました。主に指摘がありましたのは学校跡地の関係です。以前お配りした資料は廃校となる5校の学校をそれぞれ列記していましたが、これをまとめて学校跡地という表現にいたしました。

それと、移転候補地については、今まで委員会の席で話に挙がった場所、公聴会で出された場所、それと町田市新庁舎問題庁内検討報告書で挙げられている場所を列記したわけです。これは以前委員会にご提示申し上げたものと変わりありません。

各候補地について、まず用地の確保、現行法令上での庁舎建築の可能性、交通アクセス、利便性という項目について比較検討したわけがございます。その内容は表をごらんいただければわかるとおり、○、△、×という表現で表示をしました。○に関しては適合ということであり、△は一部適合。用地の確保性の問題で言いますと、木曽山崎公園、市が持っている用地に加えて公団公社が持っている土地があるとか、町田駅前の再開発（旧富士銀行を含めた一帯）に関しては民地であるとか、サン町田旭体育館を含めた一帯は国が持っている用地が入っているとか、そのような内容のものであります。

×に関しては、法令上の建築の可能性ですから、庁舎の用途ということは法令的には事務所扱いになります。事務所で3万平米以上の規模のものを建てるとなると、可能な用途地域は第2種住居地域から準住居、近隣商業、商業、準工業、工業地域と、このような用途になっております。それから判断しますと、学校跡地と次の後田小学校予定地、木曽山崎公園、リサイクル文化センター、サン町田旭体育館を含めた一帯は、建築的には法的に不可能であるということを示してあります。

また、交通アクセス・利便性について。これは公共交通機関（電車、バス）を主

に、町田駅を基点に考えたわけです。おのおのバスで約何分、駅前から徒歩で何分という表現をしました。この項目では、駅前の富士銀行跡地と森野2丁目公共公益用地が利便性にすぐれている、交通アクセス上も申し分ないということになっております。

これらから、今回D案の中では森野2丁目用地は庁舎建設に必要な敷地面積が十分に確保され、建設に当たって法令上の問題がないこと。市民アンケートの結果からも、多くの市民が本庁舎に交通の利便性を高く求めていること。そのようなことを総合的に判断して、最も実現性が高いということで選定されたわけでございます。

なお、ほかの用地について、備考欄でどこがどう適していないのかということを中心に述べさせていただきます。

事務局 それでは、続いてご説明させていただきます。(2)として、財政面からの比較検討でございます。この4つの案につきまして財政面から比較検討を行ったわけでございます。この4案のそれぞれの建設・耐震改修工事費、あるいは50年間の負担累計につきましては、先ほど私のほうで冒頭ご説明申し上げました図2、イメージ図、これのとおりでございます。

このうちの、イメージ図の上段部分の建設・耐震改修工事費、これについて財政を含めて内訳をお示ししたものが表7になります。これは先ほどイメージ図に対応するとご説明申し上げた資料9の一部を切り取ったものでございます。各案のそれぞれの工事費、あるいは設計委託費、その他の経費、それと財源についてお示した表でございます。

一見しておわかりのように、A案、B案とC案、D案とでは大きな差がございます。1つは工事費でございます。もう一つは財源内訳のところの一般財源、これの金額が大きく異なります。これは、先ほど冒頭に宿題の段階で私のほうでご説明申し上げましたけれども、A案、B案とも現庁舎に十分な耐震補強工事を施して20年間使用すると、こういうことが前提になっておりますので、その工事費用の負担がかさむこと、これが最も大きな理由です。

この表からは直接わかりませんが、一時的に一般財源の支出が集中してしまう。つまり、耐震補強工事、少なくとも1年もしくは2年程度でやらなくてははいけませんので、その一、二年に耐震補強工事にかかる費用がどんとかかってしまう。このことも大きな問題となるわけです。これに加えてB案の場合につきましては、その表7を見

ていただくと、移転費等のところに31億円という数字が入っております。B案の場合は南側に別棟を建てて、現庁舎に寿命が来た段階で建て替えるわけですが、そのときに仮庁舎を建てなくてはいけないわけです。

現庁舎にいる職員なり備品なりをどこかに一たん移さなくてはいけないわけですので、その仮移転の経費がB案の場合はさらにかかってまいります。したがってA案、B案、C案、D案は傾向がかなり異なるということがわかりいただけると思います。

次に、50年間の負担累計。つまり今は建設経費について見たわけですが、建設経費を含めた、例えばほかに維持管理経費とか、建設時の起債の元利償還金等もございますので、そういった費用を含めた50年間の負担の累計について、一般財源に着目して各案ごとにその内訳を示したものです。これは先ほどご説明をした資料10をグラフ化したものでございます。

A案を見ていただきますと、先ほどの説明と同様になりますが、現状の分庁舎の借上げが継続するために、いわゆる維持管理費・賃借料がやはり高い。分庁舎が一部解消するB案とC案については同じような高さ。分庁舎が解消するD案が最も低いということになっております。

一方、建設のときに借り入れた地方債の元利償還金でございますけれども、借り入れ額の最も多いD案を除いて同じ額でございます。D案のみ少し高く、後のA、B、C案は同じになっております。これらをトータルして見ますと、A B C Dの順に少なくなっておりまして、これは一般財源をあらわした表でございますので、この累計でもA、B案のほうがC、D案より負担が大きいということがわかりいただけると思います。

このような財政負担にかかわる検討を改めて行った上で4つの案を比較検討した結果でございますけれども、これは本文の3ページの(3)4案の比較検討結果というところにつながってくるわけでございます。4案について検討した結果、耐震補強を行って現庁舎を使い続けて、建築的な寿命が尽きると考えられる20年後に建て替えるA案・B案については多くの問題があつて、これを選択するのは適切ではないという結論に達したということでございます。

その理由は、1つ目として、耐震補強は技術的に困難とまでは言えないものの、耐震壁等を設置せざるを得ませんので、その結果、建物の使い勝手が著しく悪くなって

しまう。また、耐震補強に一時的に大きな費用負担が見込まれること。

2番目として、結局建築の寿命が尽きてしまう20年ほどたったときに建て替えをせざるを得ないわけでございますけれども、そのとき費用負担が、将来の市民にかかってきてしまう。

3番目として、50年間の総費用として見た場合、やはり分散庁舎の借り上げ費や維持管理費がかさみまして、かえって結果としては大きな金額になってしまう。

それから、前回の委員会でもございましたけれども、A案、B案では、防災施設を設けることが20年後までできないわけです。これをもし作るということになれば、さらに用地費とか建設費が必要になると。こういったような4点の理由によって、基本的にはA案、B案を採用するのは適切でないという結論に達したわけでございます。したがって、C案、D案のいずれかが選ばれるべきであるということで、以降はこの2つを比較検討することにしたわけでございます。

高見澤委員長 一気に説明していただきましたけれども、ご質問などお願いします。

田中委員 資料11番、表7番と、本文の3ページのことに関連してです。表7にB案の仮移転の経費が3億1,031万円とございますね。当然A案でも仮移転費が必要ではないかと思しますので、これが入っていない理由はなぜでしょうか。

事務局 A案の移転費は基本的にはC案と同じです。現庁舎の耐震補強で20年後に建て替えるときに段階的に建設をするという形をとりますので。ですから、隣のところに庁舎を建てて、その時点で現庁舎を取り壊して、引き続いてつくるという形をとります。その間、当然分庁舎は続いたままになるわけですが、C案と全く同じ形での移転費のかかり方になるわけです。

B案の場合は、南側に建てて、20年後に現庁舎を建て替えるという形になりますので、どこか一たん引っ越し先を見つけなくてはいけないということになるわけです。

田中委員 わかりました。

高見澤委員長 B案の20年後に1万~2万㎡の土地を町田市内の便利の良い場所に見つけるというのは、ほとんど可能性がない。これは前も前田委員がご指摘になっていたような気がしました。

後のほうのご説明も踏まえながらまた戻るほうがかえって議論しやすいということ

であれば、少し先に進みます。

事務局 本日配布させていただきました資料 1 - 2 「中間報告」たたき台（追加）という資料でございます。

まず、財政面からの比較検討したものでございます。C 案、D 案のどちらが採択されるにしても、必要な費用を町田市の財政が支え切れなければどうしようもないわけです。ご存じのような経済状況の厳しさは町田市にとっても当然無縁ではないわけで、税収の減少といったものになっているいろいろな大きな影響があるわけですが、そういうことも踏まえまして、町田市の現在の財政状況について検討したわけでございます。

前々回に町田市の財政状況について細かい資料をご提示申し上げまして説明をさせていただきました。いわゆる財政構造を判断するために、いろいろな財政構造指標があるということで以前ご説明申し上げたと思います。その中で最も代表的な財政構造指標である経常収支比率、公債費比率について町田市と多摩各市の平均を比較したのが表 9 のグラフ、これは資料 1 3 でございます。もう一つが表 1 0 のグラフ、これは資料 1 4 でございます。

毎年 1 回町田市の広報で出される「財政状況の公表」にもデータがあるんですが、これを見ますと、町田市はいずれも多摩各市の平均を下回っております。厳しい財政状況の中、相対的に良好な状況で推移しているということが言えると思います。

また、例えば人件費や扶助費、これは生活保護費などですが、それから公債費、これは地方債の償還金でございますけれども、これら 3 つを合わせて義務的経費と言います。要するに義務的に支出せざるを得ない経費、これが大きいと、その自治体の財政は硬直しているということになるわけです。これについて、市民 1 人当たりの支出額を比較したものが表 1 1、資料 1 5 でございます。

町田市でいえば義務的経費の合計は市民 1 人当たり 1 2 万 8, 0 0 0 円、多摩 2 6 市では、市民 1 人当たり 1 4 万 6, 0 0 0 円ということで、町田市の順位は少ないほうから数えて 2 番目ということになります。同じように人件費は少ないほうから 4 番目、扶助費は少ないほうから数えて 1 5 番目、公債費は少ないほうから数えて 2 番目ということになっております。

こういった義務的経費が少ないということ、これは将来にわたっても当然少ないほうが望ましいわけですか、この義務的経費の少なさと、先ほど申し上げた公債費比

率、これが低いということは、将来に向かっての財政負担が相対的に少ないということであらわしているわけでございます。比較的健全に財政運営がなされていると判断できるわけでございます。これは前々回ご説明申し上げたとおりでございます。

次に、直接財政負担について検討したものが、次の C 案、D 案の財政負担の項でございます。C 案、D 案の財政負担につきましては、資料 1 1 のほうのいわゆる建設費においても、表 8、資料 1 2 のほうの 5 0 年間の累計におきましても、さほど大きな違いはございません。しかしながら、これをそれぞれ詳細に見ていきますと、C 案、D 案、幾つの特徴が認められますので、それについてご説明をさせていただきます。

まず資料 1 1、表 7 をごらんいただき、C 案、D 案で比較します。工事費でございますが、当然場所の面積の関係もございまして、建設可能な庁舎規模の関係から、D 案のほうが当然工事費は高くなっているわけです。一方、さほどの差ではないんですが、移転費を見ますと、C 案のほうがやや多うございます。これは、先ほども田中委員のご質問の中で申し上げました、段階的に建設するというので、引っ越しが 2 回になってしまうということで多少高くなるということでございます。

財源を同じように見ますと、D 案の起債額は C 案よりも多くなっております。当然工事費のほうが多いわけですから、そういうことになります。一般財源の負担で見っていきますと、逆に C 案のほうが少し多いような形になっております。これは C 案の中に起債の対象外工事が含まれておりますので、庁舎の取り壊し工事ですが、これが含まれているためにやや一般財源が出ているということで、その負担そのものにつきましては双方ともさほど大きなものとはなっていないことがわかりいただけると思います。

一方、5 0 年間の累計、表 8 のほうでございます。C 案のほうが維持管理費・賃借料が高く、D 案のほうは元利償還金が高くなっています。D 案のほうが維持管理費が大きくなっております。これは建設される庁舎の規模が違いますので、当然 D 案のほうが大きくなるわけです。

一方、賃借料等につきましては、C 案については一部の分庁舎が庁舎建設後も存続いたしますので、C 案のほうは D 案よりも大きくなっている。トータルすると、結果として維持管理費・賃借料等は C 案のほうが多いという特徴がございます。

元利償還金は当然、先ほども申し上げましたように D 案のほうが多いわ

けですので、返すお金もD案のほうが大きくなる。建設・改修費も含めて一般財源のトータルで見ると、C案421億円に対して、D案401億円になります。

今申し上げた元利償還金でございますけれども、例えばC案の場合でいけば70億円、D案の場合でいけば87億円という数字でございます。借り入れる起債の額は決して小さいものではございませんけれども、以前試みの計算で黄色い冊子の事例をモデルにいたしまして、起債の償還がこのようになるといったことをお示したことがあったと思います。それを思い出していただくと、具体的には、あのときは93億円借り入れるということで試算したわけでございますけれども、あのときの毎年の元利償還額は5億2,400万円でございます。

当然C案にしても、D案にしても、その93億円の借り入れ額を下回っておりますので、元利償還額もそれよりは低い金額になるわけです。あのときご説明申し上げましたように、この庁舎を建設した場合の元利償還が始まるのが現在予定しております町田市の起債償還のピークを過ぎてからということになりますので、公債費の負担額は限定されたものになるだろうということが言えると思います。

それから、想定されている各年度の償還額でございますが、現在分庁舎にかかっている賃借料ですとか管理料を下回ると考えられます。庁舎を建てることによって当然D案は分庁舎経費がなくなる。C案は軽減されるわけでございます。これによって起債償還が一般財源の負担増に結びつくことはないと考えられるわけでございます。

現在分庁舎にかかっている賃借料・管理料につきましては、きょうお配りした資料の一番後ろの資料17、表13にございます分庁舎の賃借料・管理費という表がございますが、ここに表してございます。たくさんの分庁舎がございますが、賃借料というのは、純粹にお借りしている契約によるもので、その数字でございます。また、管理費につきましては、各庁舎を管理するため、いわゆる警備ですとか、清掃ですとか、そういった特に委託経費を中心とした経費でございます。光熱費などは別にしております。純粹に賃借料とそういった管理費の分庁舎にかかるものだけを足してみますと、6億5,000万円という数字になるわけです。これは1年間の数字です。この中でつけ加えなくてはいけないのは、上から4番目に中町第3庁舎というのがありますが、来年以降はこれが加わってこのような6億5,000万円になるということでございます。

6億5,000万円に対して、先ほども申し上げましたけれども、93億円借りた

場合であっても5億2,400万円の元利償還額ということでございます。このように分庁舎の賃借料、管理費の負担がなくなる、あるいは軽減されることによって、その起債を償還することによる一般財源の負担増というのは基本的にはないということがおわかりいただけると思います。

いずれにいたしましても、今ご説明申し上げましたように、C案、D案にそれぞれ細かい特徴はいろいろあるわけでございますけれども、いずれの案が選ばれるにいたしましても、建設に当たっての一般財源の負担というものは比較的少ない。それから、その後発生する起債償還費用についても、分庁舎関連経費の軽減、解消、これによって一般財源の負担増には結びつかないということが共通しておりますので、庁舎建設が今後の市財政に与える影響というものも限定されたものになると考えたものでございます。

高見澤委員長 ありがとうございます。追加資料の2枚物の2枚目のところで一応区切らせていただいて。複雑ですけれども、それに既にお送りしている中間報告の4ページ目の頭に続いていくという構成になっております。今の財政について、ご質問をどうぞ。

川島委員 今回の資料を拝見しますと非常にわかりやすくなって、事務局のご苦労は大変ありがたいことだと思います。図2の表現の仕方ですが、建設・耐震改修工事と50年間の負担累計が2段になってわかりやすくなりました。ただ、私は建設・耐震改修工事の中で、工事費だけをここに表示するのではなくて、建設にかかわる移転費も含めまして、これは別表がございましたね。表7の工事費、設計委託費、移転等、備品費のすべてをここに表示するほうが妥当なのではないかという気がします。

C案とD案に絞っていますけれども、B案にしてみますと移転費がかなり大きいわけですね。この移転費がなくて工事費だけで表示しても、全体のかかる費用の大きさがわからないということになるのではないかと思います。それが1つ。

これも表示の仕方の問題なんですけど、欄外の下欄に50年間に市が負担する費用の累計ということでまいりますと、起債の元利償還金というのがそこに入るというのは妥当ではない。つまり、償還金というのは返済するキャッシュフローの問題ですから。ここではどれだけの費用が発生するということの説明書きをいれるべきだと思います。借りた金は返さなくてはいけないんですが、これは建設費として入っていますので、ここにこれをダブって表示するのは、あまり妥当な表現ではないという気がし

ます。つまりコストとキャッシュフローの問題だと思います。

それから、維持管理費が5年間で当初1年から5年までが51億円かかるという表現が資料10にありましたね。A B C D案は1年から5年はみんな51億円かかる。それから、6年から10年のときには、A B C案はちょっと減るけれども、A案、B案が48億円から43億円になる。1年から5年目の51億円というのは、年間10億円ぐらいかかる計算ですね。

去年の維持管理費その他を見ていると8億円弱の金額でおさまっているんですが、これが10億円というのは、若干の違いをご質問したいと思います。

高見澤委員長 最初のご指摘は、これはどちらにするかということは別として、わかりやすく誤解のないようにというご指摘だと思いますので、事務局で考えていただきます。

2番目のコストとキャッシュフローのどちらを書くかというのは悩ましいですね。

事務局 前回、ダブルカウントについてご指摘をいただきましたので、資料8をごらんいただくと、例えばA案でいけば16年目から20年目、21年目から25年目の地方債の部分については省いております。ただし、借りた35億円が二回分、合計70億円につきましては、26年目以降に返済が始まりますので、この中に元利償還金として含まれているという形でこの市の負担額というものをつくってみたものでございます。

したがって、最後のA案でいくと556億円というのが先ほどの図2の50年間の負担累計にそのまま移行しているということなのですが。

高見澤委員長 正確に言えば建設費をもし括弧内で書くならば、元利返還額ではなくて、起債分の利子負担額というか、利子返済額として分けて書けば、言葉として間違えることはない。元利返済額と書いてしまうと、それと建設費とで括弧内がダブルカウントに受け取られてしまう。

事務局 実際上はダブルカウントではないんですが。

高見澤委員長 だけれども、建設費と起債の利子分とを分けて書いてしまえば括弧内もダブルカウントになる。

事務局 そうですね。

高見澤委員長 この点も工夫させていただきます。

川島委員 私は事務局の方々は総費用、財源、返済等の件に関して、承知の上でこ

のように作成されているのであろうということは、充分理解しているつもりです。ただ、ここに書いてあります資料8は、各案の総費用とその財源の推移ということで、これはあくまでもどうやって資金を調達して、どうやって資金を返すかという財源のフローを書いているわけですから。発生したコストは、いかなる財源をいかに使おうとも、建設費であり、維持費であり、賃借料なわけですから。その費用を最初の表では表示すべきだと思います。

高見澤委員長 3番目のご指摘についてはどうですか。

事務局 私どもが従来数字としてお示してきたさまざまを数値といいますのは、ある意味仮置きの数値でずっと推移してきたわけでございます。使用している数字につきましても、例えば黄色い表紙の冊子の中の数字をそのまま使用するような形で、とりあえずまずつくって見たわけでございます。ご存じのように、その後の経過の中で、例えば前回申し上げましたように庁舎規模でございますとか、建設単価でございますとか、こういったものはこの間に修正してまいりました。

今回このような具体的な比較での数字をより詳細に出すに当たりまして、黄色い冊子の作成当時のデータとは当然現在のデータは異なっておりますので、改めて予算、決算、実際かかっている費用がどの程度なのかということについてももう一度見直しをしたものでございます。したがって数字の違いは確かにございますが、先ほど申し上げました中町第3庁舎の費用は例外といたしましても、細かい負担、あるいは光熱水費の負担等でも、以前よりも実態として増えてきております。実態の積み上げによってこの数字が出たというふうにご理解をいただければと思います。

田中委員 事前配付の資料8ですが、この中に積立金という言葉が出ております。私どもは、説明を受けてわかっているわけです。例えば財政調整基金とか、福祉基金とか、緑地保全基金とかずっとあって、最後に公共施設整備等基金、これが81億円ある中で、現在その中の4項目の中に大ホール・庁舎とで52億円とあるので、この資料に初めて出ているわけです。したがって、資料8の表の下に積立金の説明をしないと、なぜ自己財源が積立金と一般財源に分かれているのか、その理由が判然としなれないと思います。したがって積立金の説明を、公共施設整備等基金の中の52億は議会のほうに一応説明済みだということを書いておくと、財源の懸念がかなりクリアになると思います。

事務局 ただいまのご指摘の件でございますけれども、資料8をこのまま広報に載

せるという予定はないんですが、そのほかの資料でも積立金という表現はさまざま出てまいりますので、いわゆる用語の説明にするか、表の下にするか、その辺十分検討の上に説明を加えるような工夫をしてみたいと思っております。

高見澤委員長 ごもったもな指摘です。言ってみれば、過去の市民が苦勞して貯めた部分が今50億円使えるということです。起債というのは将来の市民に負担をある程度受け渡していくということですね。

田中委員 今委員長がおっしゃったように、今の財政から一気に払うのではなくて、過去何年間積み立てたものも使う。今の財政から一気に払うのではないということ、その点の説明が非常に重要かと思えます。

高見澤委員長 では、中間報告で最終的にどの表をどう使うかというのも多分まだ詰め切っていないと思えますけれども、ぜひご留意ください。

少し先に進ませていただいて、事前にお送りした本編のほうの4ページ目にもう一回戻っていただきます。ここから話題が変わって、C用地とD用地を技術的に比較するという話題でございます。では、説明をお願いいたします。

事務局 4ページの(2)用地の比較というところをごらんいただけますでしょうか。D案の森野2丁目用地については、公聴会等で地盤などについて問題点が指摘されておりましたので、その検討を行ってみました。資料6をごらんください。これは、前回の委員会でご指摘がありました現庁舎敷地と森野2丁目用地を比較検討したもので、地盤、河川、土壌の3つの項目を取り上げております。地盤につきましては、地層構成、庁舎の支持地盤、地下水位の概要とそれに基づく評価を述べております。

その中で、両敷地の支持地盤までの深さはそれぞれ違うものの、同じ地盤に支持されること、現庁舎敷地は地下及び基礎の計画や施工が行いやすいと考えるが、森野2丁目用地はそれらを行う場合、支持地盤までの地層構成や地下水位を考慮する必要があるとしています。

河川につきましては、境川の出水の状況を昭和57年以降発生していないことを述べております。なお、現庁舎敷地は境川より標高が高いことにより、出水は無しと記しております。

土壌につきましては、有害物質による土壌の汚染の調査結果を踏まえ、問題無しと記載しました。ただし、現庁舎敷地については土壌調査は行っておりません。

こうしたことを踏まえまして、森野2丁目用地の地盤について、技術的には克服することが可能であるという結論をここに述べております。

高見澤委員長 技術的な地盤等の問題ですけれども、ここについてご質疑ありましようか。それでは、それらを受けて今の続きの(3)比較検討結果としてのまとめのところをご説明いただけますか。

事務局 それでは、(3)C案D案の比較検討結果についてご説明申し上げます。これまで財政負担に関する比較、用地の比較について述べさせていただきました。これ以外にさまざまな検討項目があるわけですが、結論だけ先に申し上げますと、それぞれに長所、短所があります。1つは、駅からの距離はあまり変わらないということでございます。これについては、資料3の図3、新庁舎建設候補地地図というものがあると思います。

これでごらんになっていただけますように、中心点を町田の小田急の駅前のバスセンターに置きまして500メートルのコンパスで描いたものでございます。それによりますと、現庁舎のほうがやや近いと言えますけれども、ほとんど差はありません。ただ、それぞれの用地に至るまでのアプローチでございますが、歩道が整備されて歩きやすいという点では、2丁目の移転案に優位性があるということでございます。

森野2丁目用地につきましては、地図でごらんになっておわかりのとおり敷地が広いので、十分な建築床面積の実現というのは可能なわけですが、現在の庁舎の用地、中町では床面積が確保できませんので、先ほど来申し上げているように一部の分庁舎が残るということです。

先ほどの用地のところでも述べましたように、現庁舎の中町地区の用地のほうが森野2丁目用地に比べて地盤の安定性は高いと判断されます。

これも土地の広さにかかわることですが、森野2丁目用地のほうが広いので建物設計が容易になります。あるいは、現在も現庁舎で非常に問題になっている駐車場や緑地を設ける上でも有利さがあるということでございます。

C案での建て替えは、段階建設という性格上、2度に分けて引っ越しをせざるを得ませんので多少混乱が予想されるわけですが、建築期間も長くなります。森野2丁目の移転の場合は、当然のことながら一度で済むので比較的簡単です。

それから、先ほどC案、D案の比較のところでもご説明した財政的負担については、建設費においても、今後50年にかかる費用においても、大きな差は認められない。

これは先ほど申し上げたとおりでございます。

森野への移転案につきましては、この用地の周囲の道路整備については当然考えているわけですが、これを超えるような、いわゆるまちづくりに関する関連の整備費は算入してございません。森野2丁目用地の購入費、現庁舎を仮に移転をすれば、改めて市の財産となる現在の中町の現庁舎跡地、そのほか第2駐車場の用地等の価格と比較するとほぼ同額なので、費用計算上は不要と考えて含めていないわけでございます。前回の委員会でもこのことにつきまして柳沢委員のご質問にお答えをしていると思います。

こういったような比較検討、概要をお示ししてあるわけですが、そのどちらを選択しても基本的には適切な選択であるが、相対的にはD案に優位な点が多い。ということがここにおける結論でございます。

続いて表5につきましてご説明申し上げます。

事務局 それでは、続きまして資料5、表5、C案とD案の比較についてご説明いたします。この表につきましては、それぞれの案を採用した場合にどのような利点があるのかということをごできるだけ詳細に比較できるよう、できるだけ多くの項目を取り上げて比較検討し、作成いたしました。

それぞれの項目につきましては、これまで取り上げられてきた問題点を念頭に置いて設定しております。どちらの案を採用することになりましても、これまでの問題点を解決するために検討しているわけですから、どちらの案を採用した場合の方が、問題を解決しやすくなるのかということをご考えながら比較検討しております。

新たに加えるべき項目等があれば、委員会でお示しいただきまして、修正していきたいと考えております。

高見澤委員長 4ページの残ったところをご説明いただいたわけですが、一番大事な議論はこの後にさせていただいて、今の表と記述内容について、ご質疑をお願いいたします。

村上委員 資料6に戻りますが、地盤にかかわるところで森野2丁目用地のD案、地下及び基礎の計画や施工の際、支持地盤までの地層構成や地下水位を考慮することが必要となりますと書いてあるんですが、これを読んで一般の方々は何をどう考慮するのか、わかりにくい表現になっています。C案のほうは大丈夫だという話になっていますけれども、D案のほうは、地層構成や地下水をどう考慮するのか、そこがわか

らないので、説明をいただければと思いますが。

高見澤委員長 これは事務局のお考えもありましょうし、井上委員もまた建築家としての何かアドバイスがあるかと思えます。また、前回、三菱総研から、総工事費の1%程度ぐらいの差が出る可能性があるというご説明もありました。

では、事務局、あるいは井上委員のほうももしご発言があれば。

事務局 それでは、まず事務局のほうから答えさせていただきます。D案の森野2丁目用地の地層構成は、支持地盤までの地層の中に礫層等があるということ、あるいは周辺地区の支持地盤までの深さがある程度ばらつきがあるといったことを考慮いたしますと、D案は、C案に比べて設計する際の難易度、あるいは施工する際の難易度が上がると考えています。

D案は地下水位が高い位置にございますので、これについても設計・施工の際に、それを踏まえた上での技術的な対応が必要であるという意味で「考慮する」という一語にまとめております。

村上委員 要するに地下は深く掘れないということですか、地下水位のこともあるので。

事務局 そのようなことはございません。地下を設ける場合は外部の防水性能を上げるなども考える必要があるかと思えます。

井上委員 地下1階、地下2階、地下3階、要は支持層の地盤をどうするかということで、技術的には杭で対応する以外にもいろいろな方法があるんですけども、現実的には、庁舎の計画内容によって技術的に考慮するということだと思えます。

私も近傍地区の支持層を調べてみても、いただいているこの資料とほとんど支持層の地盤は同じです。技術的に考慮という言葉をはかの言葉にかえてもう少し整理してはどうか。不安材料は特にはないんです。現実的にはD案のほうがくい自身が逆に短くて済むという利点もある。また、逆に言うと、杭を必要としないような建物も、計画の仕方によっては可能です。つまり地下2階、地下3階まで作れば支持層まで建物自身が到達しますから。したがって、技術的に考慮する必要もそんなに私は多くはないと思っていますけれども。

村上委員 地下水がすぐ下にあるというところで、地下2階とか3階といった建物を建てている公共施設その他の例などがあれば、素人にはわかりやすいんですけども。なぜかというと、地下を掘ったときにその両わきを地下水が流れているという

と、何となく釈然としない感じがイメージとしてはあるので。地下水位が高いところでも地下3階、4階で、六本木ヒルズや汐留とか、ああいう感じの建物では一般的だと説明を入れていただければ安心するんですけれども。

井上委員 技術的には地下水位の問題というのは高いか低いかの問題もあるけれども、それは地下の仮設工事の時点で、例えば連続壁を打ってしまう。仮設工事によって水を止めるという方法もあります。あるいは一体型で建物本体で止めると考えるという形もできるわけですから。ですから、水位の高い、低いという問題がここに出ていますけれども、技術な対応をすれば基本的には問題ないと思います。

高見澤委員長 その辺をできるだけ普通の人にもわかるように書いていただくと。

井上委員 森野2丁目敷地の近傍のデータを見ても、大体11メートルから12メートルぐらいから支持層の砂礫が出ているということですから、そこが支持地盤ということで想定すると、その深さは地下2階から3階に相当します。地下の計画の仕方として地下駐車場等とか防火水槽とか、いろいろなものの計画等が考えられます。

その中で杭を打つ、もしくは杭を打たないという方法は、建物の技術的な問題を含めては、計画の中でまた考えればよいことです。建物本体が建つことによる、その支持地盤としての問題は特にないということです。

事務局 今の地下水位の話ですけれども。境川沿いは駅前まである程度地盤的には同じような地盤をしており、水位も3メートル前後で結構高いんです。駅前のビルを見ますと、ほとんどが地下1階、2階までつくられていますので、現実に建っているビルを見れば技術的な問題で処理ができるだろうという解釈をしております。

高見澤委員長 ご存じのように、境川は昔は蛇行していた。それが今は直線的になっています。それに沿って基本的な町田の市街地の主要な建物があることも事実でございますし、ここの隣地に都営住宅等々があるのもご承知のとおりでございます。

田中委員 資料5の細部について私も見てみました。これは自己都合のことが書いてあって、他人都合のことは書いていないんです。例えば商店街の影響はどうなるか。商店街の方は非常に心配しておられます。C案とD案では土地が変わるわけですから、商店街がどうなるかということも、他人都合も考慮しておいたほうが、これを見た方にとって印象が良いと思います。

高見澤委員長 ごもっともなご指摘ですね。

加来委員 前回も私、申し上げたんですけれども、定量的にとらえたり表現するの

は難しいとは思いますが。用地の選択や財政の裏づけ比較というのはかなり明確な判断基準があってわかりやすくなってきました。もう一つ必要なのは、市民がそういう状態になったときに、どういうサービスの向上が実現されるのかです。

その効果が市民に判断がしやすい、このようにサービスがよくなった、あるいはこのようになるんだという表現を入れていただきたい。資料5の表5を見た範囲の中では、これだけではなくて今の問題がこのように向上してよくなるんだという、うまい表現の仕方が必要だと考えております。

高見澤委員長 ご指摘を事務局に生かしていただきたいと思っております。

武井委員 4ページ、既ご説明があったかもしれませんが、森野2丁目用地と現庁舎の跡地の用地価格がほぼ同等であるという説明がありましたが、これは何を以て同等とおっしゃったか、お教えいただきたいと思っております。

事務局 森野2丁目の用地は委員さん方もみなさんご存じのように、47億9,000万円で購入しております。それと、森野2丁目に庁舎が移転した場合に、他の利用が可能になる現庁舎用地、NTTの裏手にあります第2駐車場用地、あともう一つ分室の跡地。ここは第3分庁舎を建てようとしている土地です。これらの土地の評価を国土庁の公示価格及び東京都の基準地価格をもとに試算した結果、ほぼ同額ということでございます。

高見澤委員長 ではここで、もう一回事前配布資料の1ページ目の結論の書き方に戻ってください。これについて忌憚のないご意見をお願いします。

田中委員 委員長が冒頭おっしゃったように、中間報告の要点を、結論を先に出すのは私は賛成なんですけれども、冒頭に中間報告の要点という形で一気に出ますと、これは3年前の公共用地検討委員会からいろいろと尾を引いている問題でもございますから、後の説明文を見たらよくわかるんですけれども、多分ここで中間報告の要点の5点がございしますが、これを見ておやっと思っ方がおられると思います。ですので、後に十分説明が書いてあることを簡単に、婉曲的な話法をとりまして、例えば後述する理由で云々と、何か説明的な言葉があったほうがいいです。断定調にとらえる傾向が強いと思いますので、婉曲な書き方のほうがいいと思います。

この案は、こうやって会合に出ている者がわかる言葉でございまして、初めて見る方はこれから断定調にとらえる嫌いがございまして、少し肉づけがあったほうが理解しやすいかと思っております。

高見澤委員長 冒頭に結論を出す方法もあるかもしれないが、いきなり と書かれたのでは、いかにも先に結論ありきという印象ということもある。これにたどり着いた、後に説明するようなさまざまな検討を加えながら云々というような前置きがあるといいというご意見です。

それから、ここでは各項目が2行ずつしか書いていないけれども、これはいかにも説明不足で、いくら端的に結論をまず書くといっても、初めて読む人にとっては、これでは余りにもわからないというご意見です。

新倉委員 基本的にはこの方式、つまり端的に幾つかの要点をまとめて、その後詳述するというやり方がよろしいのではないかと思います。そういう形でやるとすれば、できるだけこの要点のところは項目は少ないほうがいいと思うんです。5つというのはそんなに多くはないんですけれども、例えば と というのは何も分ける必要がないのではないかとということが1つ。これは1つにしてしまっても、十分その意図は伝わるということが1つ。

もう一つは、別の意味で疑問があったんですが、この検討委員会の性格にも関係があるんですけれども、一番最後のところ、中間報告に対する意見も参考にして、庁舎のあり方まではもちろんいいと思うんです。しかし、庁舎との関係における町田市行政の「今後」だからいいのかなとは思っただけけれども、行政のあり方までこの検討委員会が踏み込む必要があるのか。あるいは、そういう性格の委員会なのかというあたり、ちょっと疑問があります。

あくまでも庁舎がどういう形で、どこに、そして、どんなふうな中身の庁舎にということまでが一応限界かなと。多分このところはIT化などがこれに絡んできてこういう表現になっているのではないかと類推するんですけれども。つまり、この最後の庁舎との関係における町田市行政の今後というのは、我々のこの委員会の後でまた別の機会にこのところは話が進められるべきなのかと感じたんです。

高見澤委員長 最後のページをまだご説明していないものですから、それとの絡みもありますので、今のご指摘は、その説明とあわせてまたご議論いただくとして。確かに と は同じことを2段階に言ってしまうので、まとめて、もう少し丁寧に書くというほうがよろしいかもしれませんね。

要はA案、B案に問題がある結果、C案、D案のいずれかであると。C案であれD案であれ適切な選択なんだけれども、費用的な面においては財政的な検討も行って

云々と。それでCとDを比べたときに、Dに優位性があると書くかどうか。この辺も、きょう最終的な結論は結構でございますけれども、一応仮置きさせていただいています。

、 、 、 までの関連でさらにご指摘、ご意見をいただければ。どうぞ、お願いします。

川島委員 今度の中間報告で出す記事は4ページですから、この案の1ページ、2ページ、3ページ、4ページのこれが全部一応載せられるということですね。

高見澤委員長 ええ、きょう出したもの。ただ、図表のほうはかなり整理されると思いますけれども。

川島委員 図表で、いろいろな参考資料とか、表がありますね。確かにこれだけ出てきますと、今おっしゃった6の(3)のC案、D案の比較検討結果、1から6まで、ここまでには前2ページぐらい、皆さん読んでいるわけですね。そういうことですね。

高見澤委員長 当面のまとめを読んだ方はそうなりますね。

川島委員 つまり、この案が最終案ではないにしても、この1ページ、2ページ、3ページを読んで、読んだ人が順序としては、ようやくこの比較検討結果にたどり着くと、こういうことですね。そうであれば、ここに書いてある結論は読まれる方々に対してそれほど性急な表現だとは私は思いませんが。確かにここだけ先に読んでしまいますと、おやっとなってしまうけれども。

それから、前に戻りますが、質問があります。資料13に経常収支比率の推移というのがございます。町田市としては将来の財政基盤というのはどういう目標をお持ちなんだろうという質問を以前したことを覚えているものですから、関連して質問します。

そのときに経常収支比率は85%を目指したいということだと記憶しています。それから、起債比率は10%未満にしたいというご返事があったのを思い出しました。経常収支比率は町田市はかなり比率が上がっているのは大変問題であるというご指摘がありました。起債比率は7%ぐらいですから大したことないんですが。15年度以降もこういうグラフを引いてみるとしたら、書けるんですか。

事務局 お話にございましたように85%を目標にしているわけでございます。現在の財政状況を見ますと、今年度、来年度については財政運営、財政状況、かなり厳

しいですので、このカーブはより悪化する方向に行く可能性はあります。ただ、現在も進めております新しい予算編成のあり方の追求によって、かなりこの財政状況というのは変わってくると私どもとしては考えております。

事務局 資料の中に15%削減と書いてあるとおもいます。実際にはまだ予算編成中ですが、事前の段階でいろいろ調整をやってきたわけです。

起債比率は大体6~7%ぐらいで落ち着くのかなとは見えています。経常経費を中心に削減するやり方をしていますので、投資的な部分も今回どうしても数字合わせをしなければいけない部分がありますので若干手はつけますけれども、基本的には経常分を落としていくと。そういうことで相当なたを入れてきていますので、おそらく本年度予定をした数字の枠内にほぼおさまるという見通しを立てております。

おさまれば、5年、10年の先は税制改正があったり、いろいろなことが多分起こるでしょうから何とも言えませんが、少なくとも向こう3年ぐらいは自信を持って財政運営できると思っております。

高見澤委員長 ありがとうございます。それでは、時間もちょっと超えてしまいましたけれども、最後の、
、
、
の記述の仕方とか、いろいろご注意やご留意すべき点をご指摘いただいたので、また工夫は事務局にしてもらいますけれども、基本的には、こんな書き方ということで一応取りまとめさせていただいて。先ほどの新倉委員のご指摘もありました件ですが、事務局から最後の部分の説明をお願いします。

事務局 それでは、今後の検討課題について読ませていただきます。以上の各項がこれまでの検討結果に相当します。来年1月から3月までの委員会で最終報告をつくる予定ですが、その際に検討し、問題の整理をすべき事項として次のようなことを考えています。

新庁舎を計画する方向になるとすれば、その際に、どのような事項（例えば「豪華は避けて環境問題にも配慮した簡素な建物を」「人に優しいユニバーサルデザインの採用を」等）が重視されるべきか。また、計画への市民の参加はどのように進められるべきか。

庁舎との関係において、町田市行政の今後を考えるに際して、どのような事項（例えば「市民との協働関係の構築について」「地域センターのあるべき役割」等）が検討されるべきか。

上記のとを踏まえたとき、来春に本委員会が終了した後に、どのような体制と方向で庁舎問題の次段階の検討がなされるべきかという点についても最終報告には書かれるべきと考えています。

高見澤委員長 のところの、また計画への市民参加というのは、実はこれはに移すべきことかもしれませんね。

はもう当然やっていいと思いますけれども、も当然やってもいいと思います。新倉委員のご指摘はのところの問題かと思います。この辺は当初からのこの委員会で、行政のあり方そのものの審議から始めるべきだというご意見もかなり強くございました。ただ、また一方、条例と市長諮問の趣旨からすれば、今まで議論してきたようなことは、限られた時間の中で最も重点的にすべきだという議論もありつつ、今回までできております。

に書きましたことも、私の意図としては、この中身を議論して書こうというところまでは到底我々の役割でもないし、時間的にも無理だし、多分また別の委員構成の中でやらなければいかなのでしょう。しかし、庁舎との関係の範囲において、こういうことは議論してもらいたいという項目をできるだけ挙げていただいたり、整理したり、問題提起するというような意味で、1月、2月の3回ぐらいの委員会で議論したいと思っております。

武井委員 今委員長がご説明いただいたことに私も大賛成でございます。その場合に、やはり抽象的ではなく、我々の委員会がどこまで掘り下げて討議するかは別問題としまして、こういう問題があるんだということは触れるべきだと思います。1つには、ここに書いてありますような市民との協働関係の構築、共治社会という問題だと思います。2つ目には、地域センターのあるべき役割。3つ目には、これから出てくるであろう地方分権に伴う問題。それから、先ほど新倉委員もご指摘がありましたようにIT化の検討。この4項目は少なくとも我々がどこまで1～3月に話し合うかは別として、大きな課題であると私は思っております。

その理由としましては、町田市の行政がこうあるべきだという姿、そのもとに庁舎というものが本来は考えられてしかるべきだと。ただ、我々の委員会の討議の範囲でないという限界を知りながら、その辺はじっくり市民としては考えるべきではないかと、私はこう思っております。

高見澤委員長 今のご発言のような趣旨ということであれば、新倉委員もご了解が

いただけたと思います。つまり、中身そのものは我々がどうすべきだとか、ねばならぬという議論より、こういう事柄がいざほんとうに庁舎を建てるとすれば、当然並行して議論されなければと。そんなような趣旨ですね。

加藤(雅)委員 広報で中間報告の要点を述べる位置なんですけれども、先ほど主文扱いで冒頭に持ってくるということを最初にお話をいただいているんですけれども。新聞の読み方として、どうしても最初から皆さんは読みますね。一番最初に要点と書くと、それが頭の中に入ってしまう。経緯から始まって、私たちはいろいろな行政の今後も含めてこういう検討もして、こういう要点が中間報告ですよということを強調したいと、私としてはどうしても思います。

ですから、位置的に最初に持ってきていただかないで、このまま中間報告の要点というのは、せめて皆さんに、市民の方に最後まで読んでいただいてから、ここでの要点は皆さんにつかんでいただきたいことはこういうことなのですよということを、ぜひひしていったほうがいいのではないかと思います。

高見澤委員長 いかがでしょうか。そう言われると、僕も何だかそんな気もしてきましたね。

大宇根委員 私も、初めからそう思っていたんですけれども。最初この資料が配られてきて、それでぱっと読んだときに結構抵抗感があったんです。ですから、もう十分この検討委員会の中で何を検討したかということを知っていて、その要点というのがどういう意味合いで出てきたかということを知っている者にとっても、この資料を読んだときに違和感があります。先ほどから何度も言われていますけれども、理解した上での要点というよりも、初めに結論ありきみたいな印象がすごく強いです。

高見澤委員長 うなずいている方もたくさんいらっしゃるみたいなので、その辺は考えてみます。ただ、多少目次的な、こういう事柄をこんな順序で述べさせていただきますといったイントロダクションは必要かもしれませんね。いきなり「1. 13年間の経過」といわれると、どう全体を読んでいいのかわからない。目次ぐらいは入れて、最後に、以上を結論としてまとめれば次のとおりですという書き方のほうが、確かに素直かもしれませんね。

きょうは、どちらと決めつけませんが、かなりそういう意見が出たということで、次回までの宿題にさせていただきます。

それから、細かなご意見とか、もうちょっと工夫とか、その辺のご意見については、

ちょうど1週間、来週の水曜日ぐらいまでに、メールかファックスでいただくと。

そのほかにいかがでしょうか。

田中委員 最後にどうしても述べたかったんですが、武井さんのご意見に賛同した要望です。1ページの に庁舎のあり方と書いてございます。これは、私は非常に重要だと思えます。仮にC案かD案、いずれにしる移転するならば、今の行政の構造では私は絶対に反対なんです。現在は縦割り制度で、21世紀にふさわしい行政のあり方ではないと思っています。私は、行政の色々な方と交渉していますが、縦割りを強く感じます。

したがって、どうせ移るならば、組織構造を大々的に見直すぐらいのことをしないと、市民は全く納得しないと思えます。単純に今の機構が移るということではまずいと思えますので、庁舎のあり方を構造的に、抜本的に見直すということもあわせて当然しかるべきです。民間では移る場合は必ず抜本的に見直した中で移ります。

組織の大改造をすることを承知の上で移転するということは、それがあって初めて行政のあり方も変わるという印象にとらえられますから、これはぜひそういう前段で、次の委員会にバトンタッチをしたいと思っております。

もう一点は、この説明文は載りますけれども、資料がどこまで載るかですね。どう載るか不明で資料番号も変わると伺ったわけですが、どれが載るかによって説明の文面が変わってきますから、その点、17日の前にどれが載るかの選別だけは前もってお知らせいただけませんか。それをお願いしたいと思います。

事務局 今の件でございますけれども、基本的には本日お配りした議事次第の会議資料についての説明が中段以降に並んでいます。この中で、図表番号が書かれているものが、きょうの時点で考えている中間報告に載せるべき資料ということです。当然、きょうご議論をいただいた点を踏まえまして、これらの図表の取舍選択も考えなければいけないと思えますけれども、今度はもう少し具体的な形でお示しするような形になると思います。

加来委員 我々の報告の体系として、7月11日に出したこの広報の当面のまとめとの関連について言いたいわけですが、広報の2ページ目に、今後さらに検討を加えるべき事項ということでいろいろ問題点を羅列した中で、7回までこういう問題点を審議しましたと。それから今回、11回目までにこのことを審議しますという広報を出しているわけですから、これがどのように審議されて、どういう方向づけに

なったか。そういうことを答える義務というか、我々の委員会の責任があると思うんです。

したがって、このことについて触れながら、もちろん、この要点の中にはそれが網羅されておりまして、用地の選択とか、財政の裏づけとか、これを検討した結果が要点に入ってくるわけですから、これはこれでいいと思うんですが。市民の皆さんは、今後さらに検討を加えるべき事項を覚えていらっしゃる方は、これをどのように審議されたか、これをどのように加工したんだという表現を次の中間報告の中に出さないといけないと思います。

ただし、先ほどから議論されている行政のあり方云々については、長期計画や新オプティマ21、新町田市行政改革プランの策定など、こういうところで議論されていることであって、これは庁舎建設の審議とのかかわり合いというのは、我々はそこまで深く介入できない立場だと私は思っているんです。

したがって、その辺をどういうふうはこの中間報告の中で表現するか、どこまで立ち入るかというのはあると思うんですが。

前田委員 資料2の図、大変わかりやすいということで評価されていますけれども、この一番右側の数字、右側の工事費と50年間の負担の累計ですが、当面のまとめでは、大きい数字のほうが市民の話題や意見が出てこないんです。

大きい数字のほうが目立つというか、頭の中に印象が入ってしまう。中間報告では表現の仕方を変えたほうがいいかなと思っております。

高見澤委員長 わかりました。まだ、お話しになりたいお顔も見受けられますけれども、予定時間が20分過ぎましたので、きょうの会議はこれで閉ざさせていただきます。

(4) その他

高見澤委員長 それでは、一応、会議は閉じさせていただきますので、その他でさらにご発言があれば。

田中委員 12月の委員会の開催予定はどうなっていますか。

高見澤委員長 12月は今のところ、このままのスケジュールでいけば開かず、1月に次の委員会かと思えます。

事務局 本日はどうもご苦労さまでございました。

了

会議で使用した資料

【事前配付資料】

- 資料 1 「中間報告」たたき台
 - 資料 2 (図2) 検討対象案の比較
 - 資料 3 (図3) 新庁舎建設候補地地図
 - 資料 4 (表4) 移転候補地の検討結果
 - 資料 5 (表5) C案(現敷地建替え案)とD案(森野2丁目移転建設案)の比較
 - 資料 6 (表6) 現庁舎、森野2丁目用地における地盤の比較
 - 資料 7 庁舎の規模(34,500㎡)について
 - 資料 8 各案の総費用とその財源の推移(修正後 - ダブルカウントを除いて市の負担額を明らかにしたもの)
 - 資料 9 庁舎建設費と財源(各案の建設・耐震改修費の推移...イメージ図に対応)
 - 資料10 各案の一般財源の推移
 - 資料11 (表7) 各案の建設・耐震改修費とその財源
 - 資料12 (表8) 4案一般財源の比較
- 当面のまとめ(広報まちだ7月11日号)

【当日配付資料】

- 資料1 - 2 「中間報告」たたき台(追加)
 - 資料13 (表9) 経常収支比率の推移
 - 資料14 (表10) 公債費比率の推移
 - 資料15 (表11) 市民一人当たり義務的経費の比較(平成14年度決算)0
 - 資料16 (表12) C案、D案一般財源の比較
 - 資料17 (表13) 分庁舎の賃借料・管理費
- 第10回町田市庁舎問題検討委員会議事録
市民意見書

* 上記議事録につきましては、誤字等が見つかり次第、修正される場合があります。